

既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2：介護予防訪問 介護相当サービス A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有 無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
2	A 2：介護予防訪問 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
3	A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
4	A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」 を廃止	なし。
5	A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」 を 「一体的サービス提供加算」 に名称変更	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
6	A 6：介護予防通所 介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有 無」 を廃止	なし。